



平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成25年2月25日

準備書面(1)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



被告は、原告らの平成24年12月11日付け求釈明書(1)における求釈明に対して以下のとおり回答する。

1 求釈明事項1について

原告らが釈明を求める部分は、原告ら指摘のとおり、志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決の引用であるから、その具体的内容について被告が釈明するところではない。

しかしながら、原告らの主張する絶対的安全性が過去の多数の裁判例において明確に否定されていることは、答弁書に記載したとおりであり（答弁書52頁）、被告としては、本件訴訟においても、かかる裁判例の考え方に沿う判断がなされるべきであると考えます。

すなわち、東京電力柏崎・刈羽原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての東京高裁平成17年11月22日判決・訟務月報52巻6号1581頁は、原子炉等規制法24条1項4号の「災害の防止上支障がない」との規定の趣旨に関し、「現代社会においては、科学技術を利用した装置等は、絶対に安全というものはなく、常に何らかの危険性を有しているものの、その危険性が社会通念上容認できる水準以下である場合、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較考慮の上で、これを一応安全なものとして利用するという相対的安全性の考え方が採用されてきたのであり、原子炉施設についてもこのような相対的安全性の考え方は適用されるものといえることができる。そして、規制法も、基本法（被告注：原子力基本法（昭和30年法律第186号））を基礎として、上記相対的安全性の考え方を採用し、原子力の平和利用を具体的に実現するための必要な規制を行っているものであるから、

同項4号は、原子炉施設が放射性物質を環境に放出するものであることを前提として、これによる災害発生危険性が社会通念上無視し得る程度に小さいことを要件とするものと解すべきである。」としている（なお、同高裁判決に対する上告及び上告受理申立については、平成20年4月23日、上告棄却・上告受理申立を不受理とするとの決定が出ている。）。

また、四国電力伊方原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・判例時報1441号37頁に関する最高裁判所調査官の解説にも、「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生危険がないといった『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできないものといわれており（略）、この問題を、『安全』、『非安全』のいずれかであると捉えることは必ずしも適当ではないように思われる。このことは、（略）科学技術を利用した各種の機械、装置等（略）は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較較量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方であるといつてよいものと思われる。（略）原子炉の安全性についても、同様のことがいえる。規制法所定の原子炉設置の許可基準が要求している原子炉の安全性は、どのような重大な人為ミスが重なっても、また、どのような異常事態（略）が生じて、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出さ

れることは絶対にないといった達成不可能なレベルの高度の安全性をいうものではないであろう。」とある。

以上のとおり、被告は、原子力発電所の備えるべき安全性に関しては絶対的安全性を求めることはできず、施設、設備、運転管理等につき、災害発生の危険性が「社会通念上容認できる水準以下である」かどうかにより判断されるべきであると考えている。

なお、被告は、答弁書に記載したとおり、本件原子力発電所の運転に当たり、万が一にも周辺住民の生命・身体に害を及ぼすことがないよう十分な安全確保対策を実施し、さらに、福島第一原子力発電所事故を真摯に受けとめ、本件原子力発電所においては、福島第一原子力発電所事故のような事態を確実に防止するための諸対策をあらためて講じている。

2. 求釈明事項2, 3について

原告らは、訴状請求の原因第4第4項(1)（第5第4項(1)の誤りと思われる。）第2ないし第4段落の事実及び訴状請求の原因第4第4項(2)（第5第4項(2)の誤りと思われる。）の事実を被告が不知としていると前置きした上で、福島第一原子力発電所1号機の格納容器の圧力が急上昇した原因（求釈明事項2）及び福島第一原子力発電所1号機ないし3号機の格納容器から水素が漏えいした原因（求釈明事項3）について求釈明している。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故の原因については、国及び東京電力において調査中であり、現時点では判明していない。なお、原告らは、訴状請求の原因第5第4項(2)において、水素の漏えいについては何ら主張していないのであり、求釈明事項3については求釈明の趣旨が不明である。

そもそも、本件訴訟で議論されるべきは、本件原子力発電所の具体的危険性である。本件原子力発電所と福島第一原子力発電所とは、立地地点等が異なるのであって、福島第一原子力発電所事故によって、本件原子力発電所の具体的危険性が裏付けられるものではない（答弁書47頁）。

3 求釈明事項4について

本件原子力発電所においては、フィルタ付ベント装置は現時点では設置されていないが、被告は、フィルタ付ベント装置を設置することとして、現在その仕様等を検討しているところである（なお、被告が同項目の認否を「不知」としたのは、被告は「日本国内の全原発」（訴状45頁）において、フィルタ付ベント装置が設置されていないかどうかを知らないためである。）。

なお、答弁書に記載したとおり、本件原子力発電所では、全交流電源喪失及び海水冷却機能喪失が発生した場合には、既設の格納容器ベント設備を用いることにより原子炉格納容器内の過圧を防止することとしているが、その際の環境への放射性物質の放出は十分抑制される（答弁書82, 83頁）。そして、フィルタ付ベント装置は、万一燃料が著しく損傷した場合でも、放射性物質の放出を大幅に低減させる目的で設置するものである。

4 求釈明事項5について

原告らは、多重防護について、「安全対策を様々な観点から多角的に行うことによってはじめて安全性が確保されるというもの」と位置づけるところ、被告は、原告らの言う「多角的」の意味が一義的には明らかではないため「争う」としたものである。

被告における多重防護の考え方については、答弁書に記載したとおりである（答弁書63頁以下：第3章第4の2(4)事故防止対策）。また、被告における原子力防災の考え方についても、答弁書に記載したとおりである（答弁書88頁以下：第3章第4の2(6)原子力防災）。

5 求釈明事項6について

被告は、原子力災害対策特別措置法に基づき、毎年、原子力事業者防災業務計画の修正の要否等を検討し、必要に応じて修正している（同法7条）。

被告は、福島第一原子力発電所事故後の対応として、平成24年9月に改正された原子力災害対策特別措置法等を踏まえ、原子力防災体制及び緊急時対応のさらなる強化・充実を図るため、同計画を修正すべく、現在、地元自治体と協議を行っているところである。

6 求釈明事項7について

被告は、答弁書に記載したとおり、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上という耐震指針改訂（平成18年9月19日）の趣旨を踏まえ、本件1号機及び2号機ともに、さらなる耐震裕度の向上を目的とした耐震裕度向上工事を実施しており（答弁書121頁）、その内容は、①防振器を大容量のものに取り替える、補強部材を取り付ける、より耐震強度を有する配管サポートに取り替える、新たな配管サポートを追加設置するなどの配管サポート改造工事、及び、②耐震補強材を追加設置する電路類サポート改造工事等である。

被告は、上記工事を行った後の状態について耐震バックチェックを実施し、耐震安全性に問題がないことを確認しており（答弁書92ないし125頁）、この評価結果により、さらなる工事が必要となっ

た施設はない。

7 求釈明事項 8 について

被告は、別紙（本件 1 号炉に係る志賀原子力発電所原子炉設置許可申請書添付参考図第 2 図ないし第 11 図）のとおり提出する。

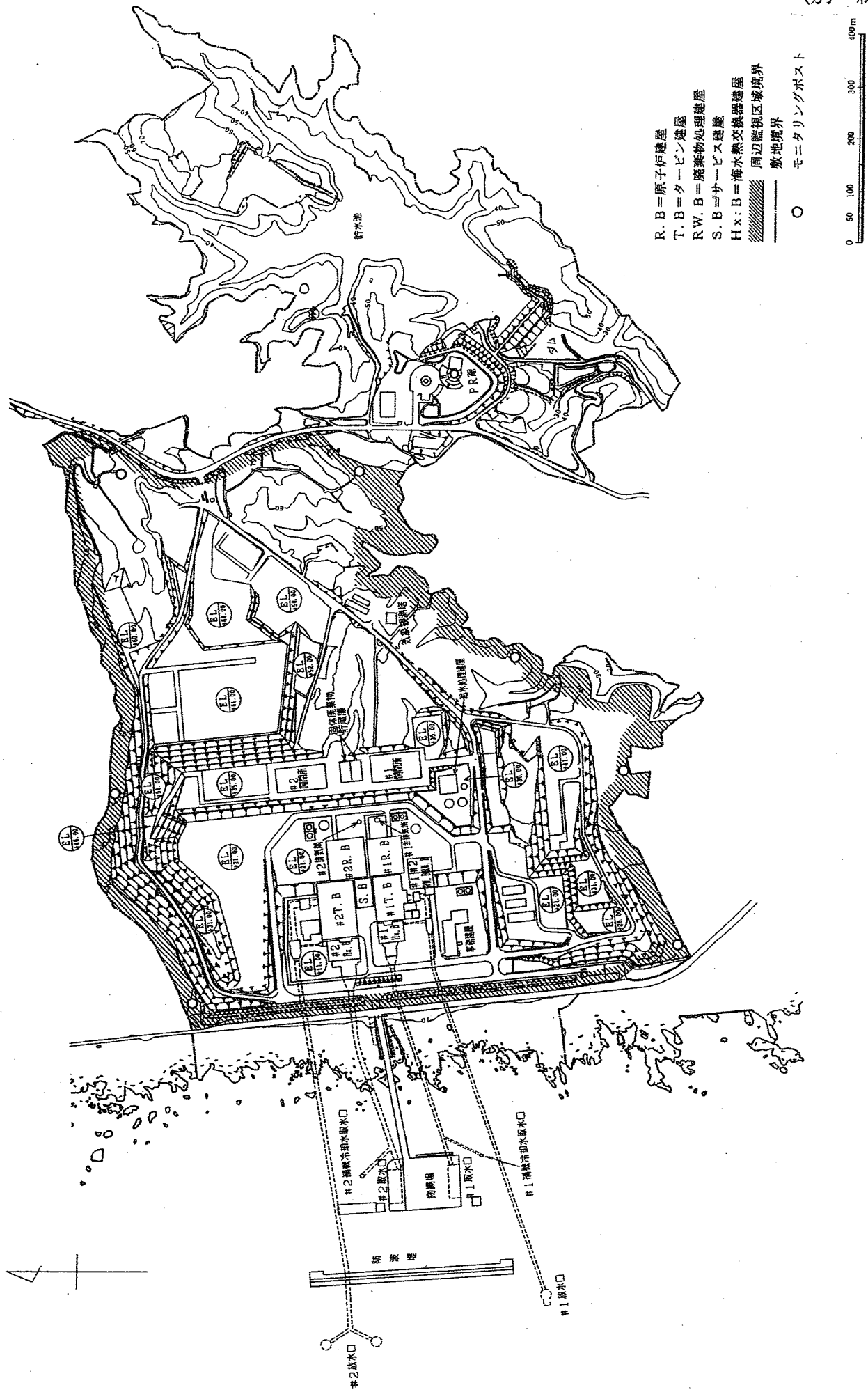
8 求釈明事項 9 について

原告らが開示を求める海上音波探査記録は膨大な分量にのぼる。また、原告らも認めるとおり、資料の大半は公開されているものであり、原告らも入手できるものである。

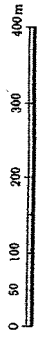
したがって、まずは原告らにおいて、主張立証に必要な範囲において、公開されている資料を自ら入手すべきである。それで足りない場合に初めて、原告らにおいて、当該資料を求める具体的必要性を明らかにし、かつ、必要な資料の範囲を特定した上で、被告に対して開示を求めるべきである。

被告は、上記原告らの開示請求がなされたならば、あらためて資料を開示できるか否かを検討する。

以 上

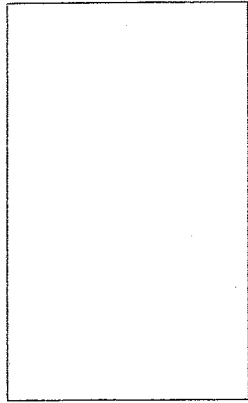


- R. B = 原子炉建屋
- T. B = タービン建屋
- R. W. B = 廃棄物処理建屋
- S. B = サージ建屋
- H x : B = 海水熱交換器建屋
- 周辺監視区域境界
- 敷地境界
- モニタリングポスト

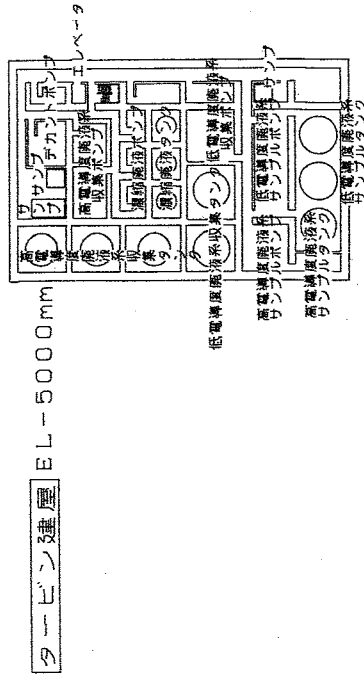
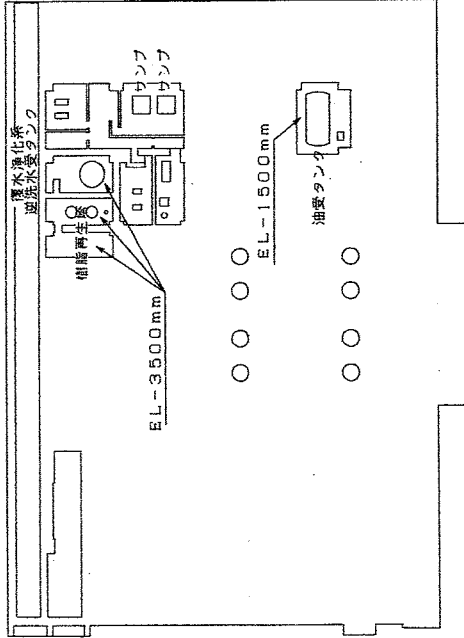
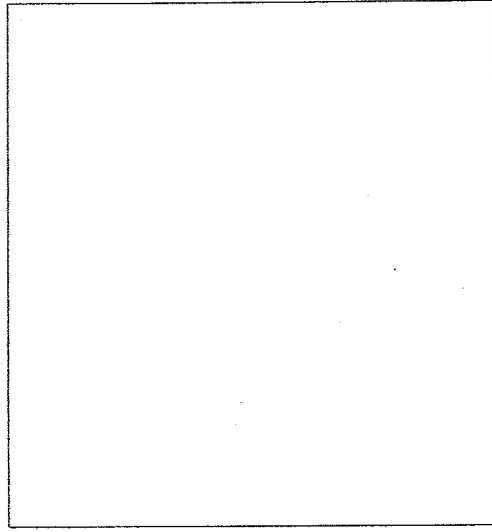


第2図 発電所一般配置図

サービス建屋



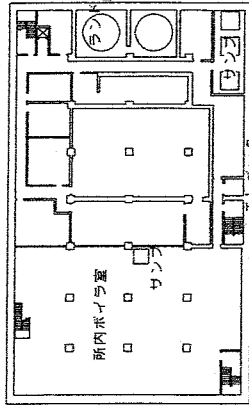
原子炉建屋



タービン建屋 B3FL
廃棄物処理建屋 B3FL

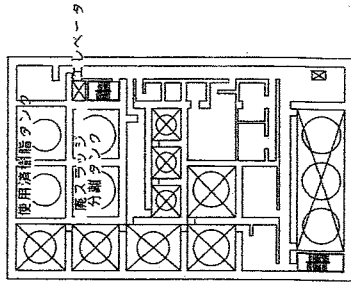
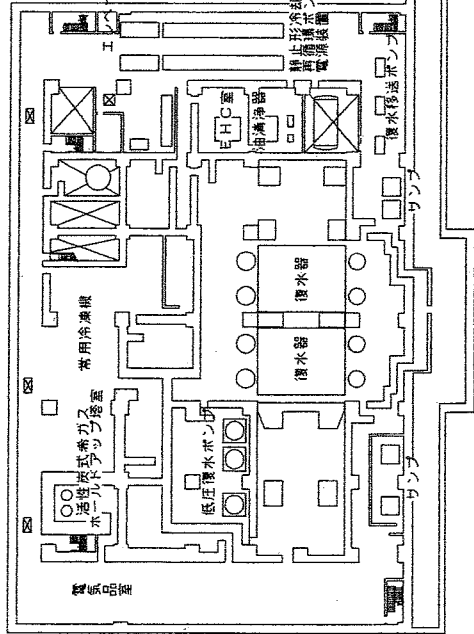
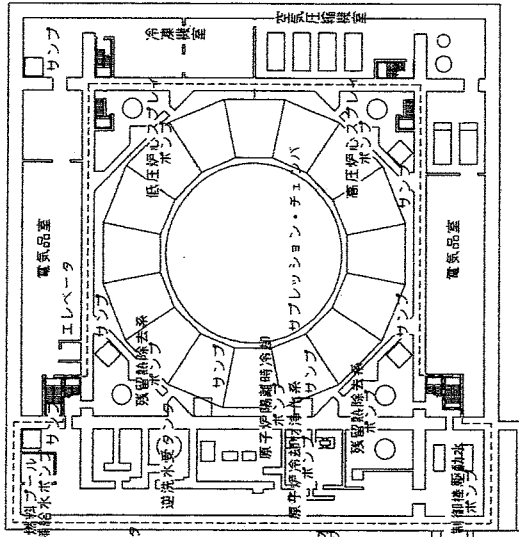
第3図 機器配置図 (その1)

サービス建屋 E L + 1 3 0 0 m m



吸気ファン・ドレン

原子炉建屋 E L - 1 6 0 0 m m



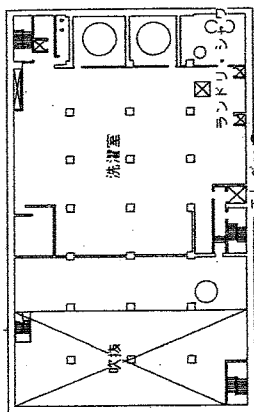
タービン建屋 E L ± 0 m m

内二次格納施設を示す
 原子炉建屋 B 2 F L
 タービン建屋 B 2 F L
 廃棄物処理建屋 B 2 F L
 サービス建屋 B 2 F L

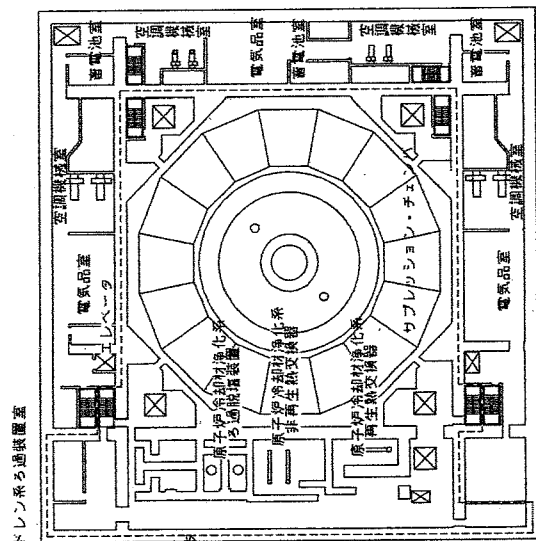
第4図 機器配置図 (その2)

廃棄物処理建屋 E L + 8 0 0 m m

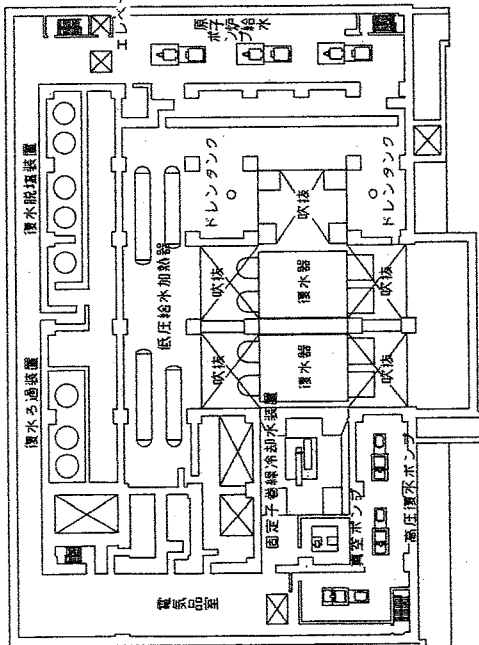
サービス建屋 EL+5300mm



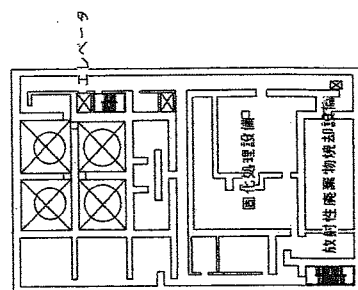
原子炉建屋 EL+5300mm



・ドレン系ろ過装置室



タービン建屋 EL+5500mm

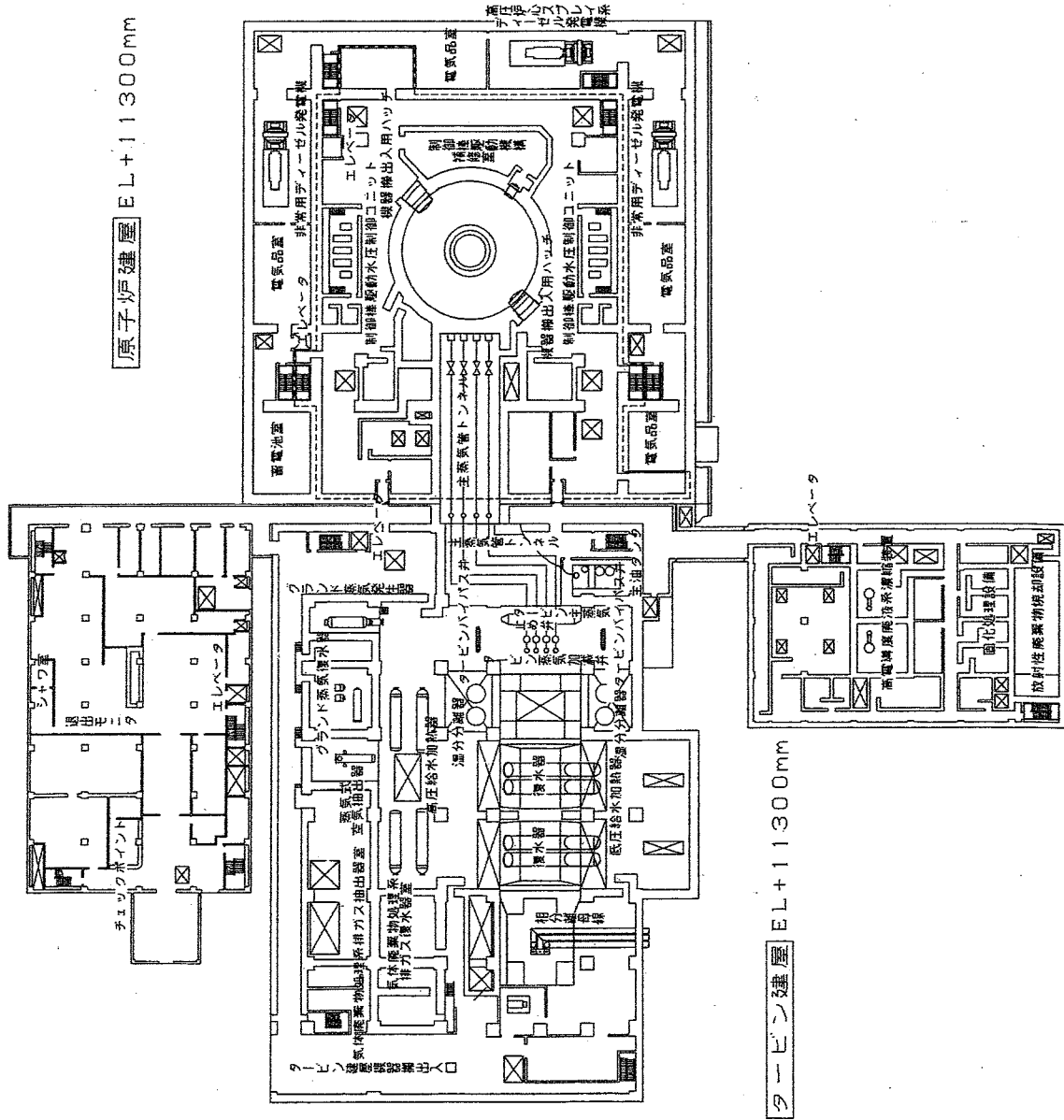


廃棄物処理建屋 EL+6800mm

-内二次格納施設を示す
- 原子炉建屋 B1FL
- タービン建屋 B1FL
- 廃棄物処理建屋 B1FL
- サービス建屋 B1FL

第5図 機器配置図 (その3)

サービス建屋 EL+11300mm



原子炉建屋 EL+11300mm

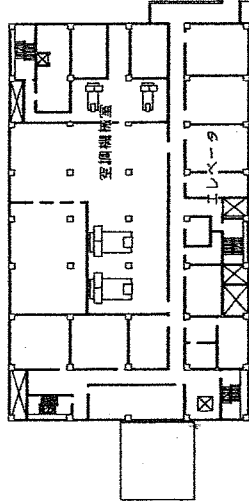
タービン建屋 EL+11300mm

廃棄物処理建屋 EL+11300mm

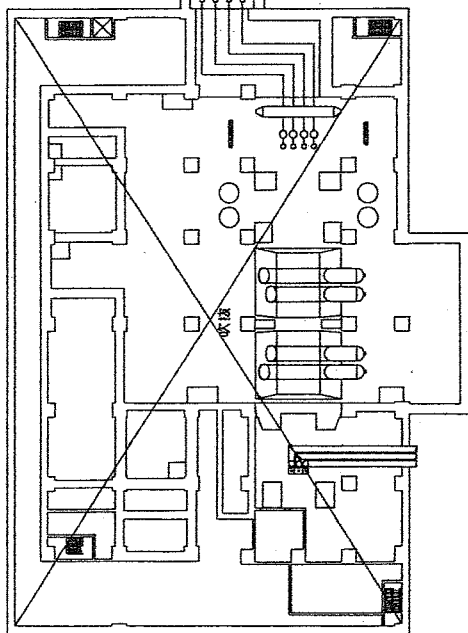
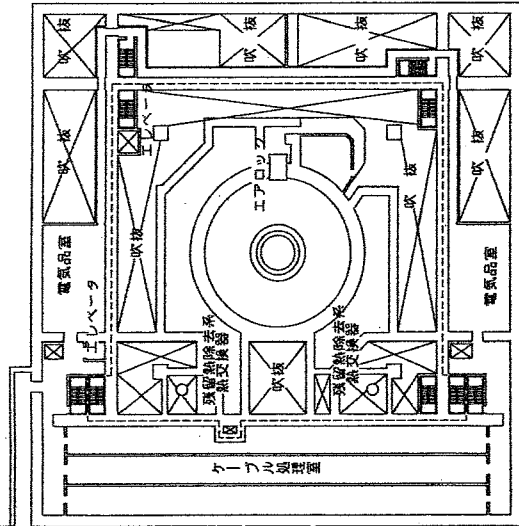
-内二次格納施設を示す
- 原子炉建屋 1FL
- タービン建屋 1FL
- 廃棄物処理建屋 1FL
- サービス建屋 1FL

第6図 機器配置図 (その4)

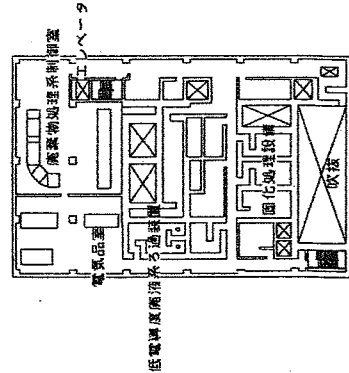
サービス建屋 EL+15300mm



原子炉建屋 EL+16500mm



タービン建屋

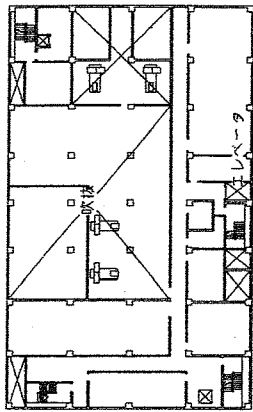


廃棄物処理建屋 EL+17300mm

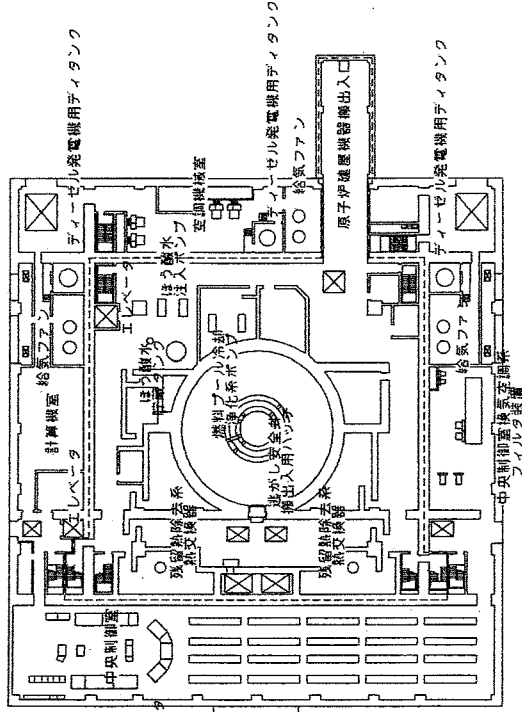
-内二次格納施設を示す
- 原子炉建屋 2FL (中間階)
 - タービン建屋 1FL
 - 廃棄物処理建屋 2FL
 - サービス建屋 2FL

第7図 機器配置図 (その5)

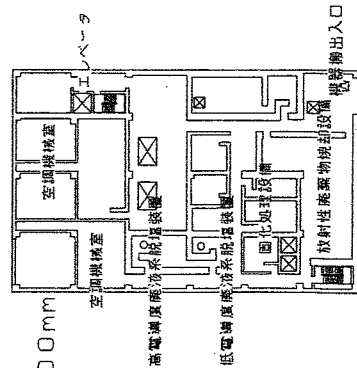
サービス建屋 EL+19200mm



原子炉建屋 EL+21300mm



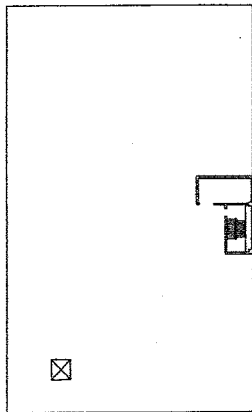
タービン建屋 EL+18500mm



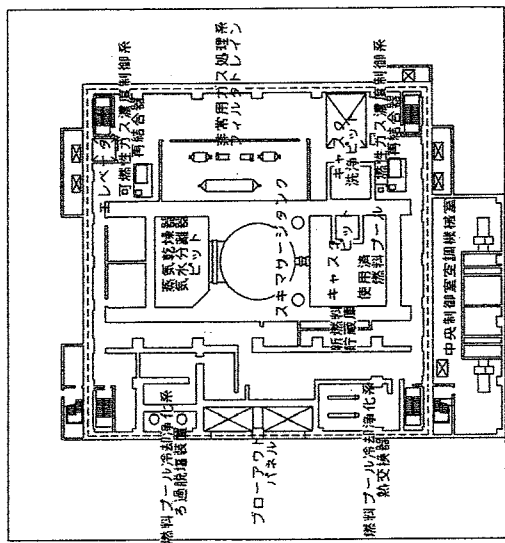
- 内二次格納施設を示す
- 原子炉建屋 2FL
 - タービン建屋 2FL
 - 廃棄物処理建屋 3FL
 - サービス建屋 3FL

廃棄物処理建屋 EL+21300mm

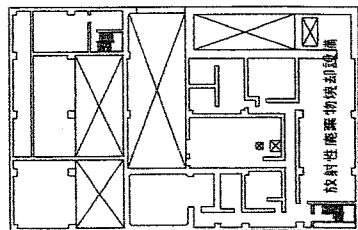
サービス建屋 EL+23000mm



原子炉建屋 EL+28300mm



タービン建屋 EL+27700mm

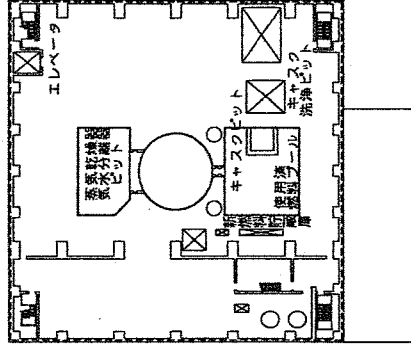


- 内二次格納施設を示す
- 原子炉建屋 3FL
- タービン建屋 3FL
- 廃棄物処理建屋 4FL

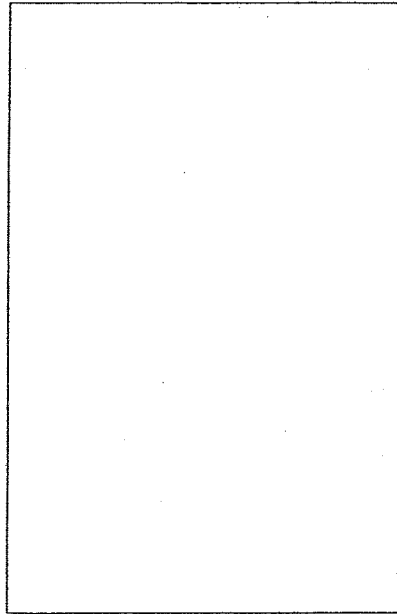
廃棄物処理建屋 EL+26300mm

第9図 機器配置図 (その7)

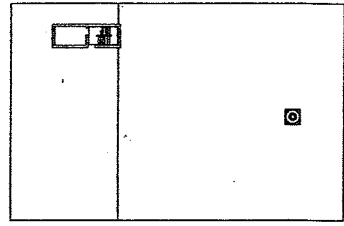
原子炉建屋 EL+37630mm



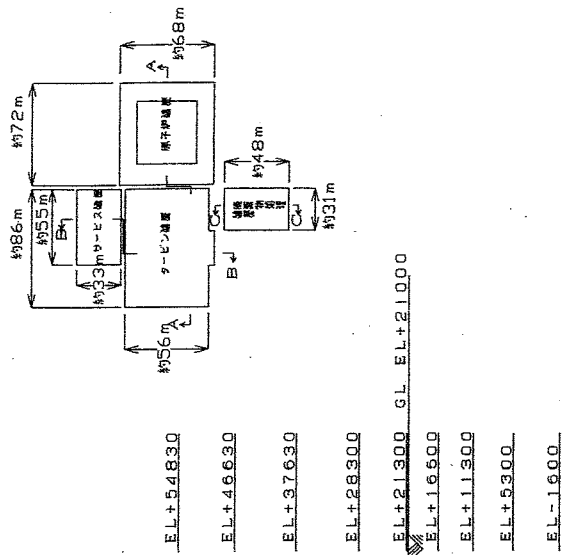
内二次格納施設を示す
原子炉建屋 4FL



タービン建屋

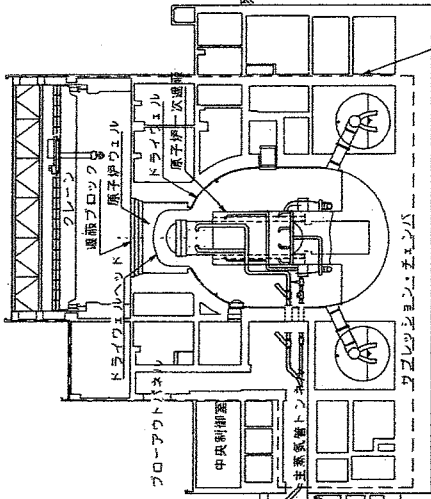


廃棄物処理建屋 EL+32000mm



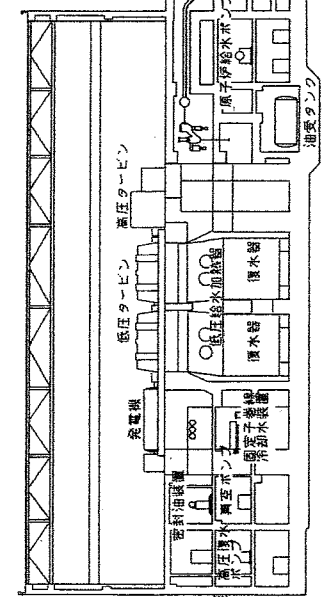
- EL+54830
- EL+46630
- EL+37630
- EL+28300
- EL+21300 GL EL+21000
- EL+16500
- EL+11300
- EL+5300
- EL-1600

原子炉建屋



原子炉建屋二次建屋
新設(原子炉二次建屋)

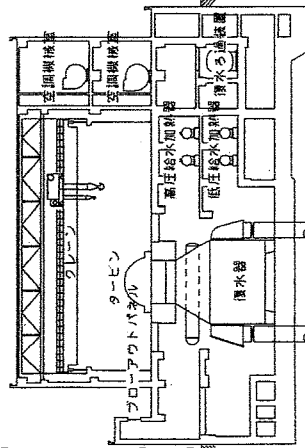
タービン建屋



- EL+38700
- EL+18500
- GL EL+11000 EL+11300
- EL+5500
- EL±0

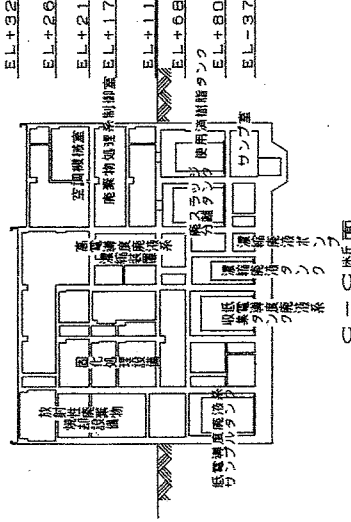
A-A断面

タービン建屋



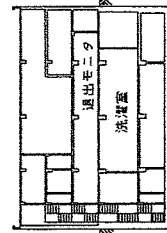
- EL+38700
- EL+27700
- EL+18500
- GL EL+11000 EL+11300
- EL+5500
- EL±0

廃棄物処理建屋



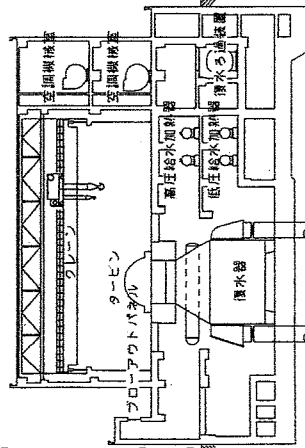
- EL+32000
- EL+26300
- EL+21300
- EL+17300
- EL+11300 GL EL+11000
- EL+6800
- EL+800
- EL-3700

サービス建屋



- EL+23000
- EL+19200
- EL+15300
- EL+11300
- EL+5500
- EL+1300

B-B断面



- EL+38700
- EL+27700
- EL+18500
- GL EL+11000 EL+11300
- EL+5500
- EL±0

.....内二次格納施設を示す